

健康づくり運動の事例について（事例集用原稿案）

国立保健医療科学院研究情報センター

吉見逸郎

○健康づくり運動事例について、事例集に掲載可能な概要を作成した。

○健康づくり運動そのものに限らず、住民参加や関係者のひろがり・巻き込みという要素を含んでいる保健医療分野での事例についても参考事例として収集した。

○現時点においてとりまとめた事例は以下の通り。

- 1) 沖縄県中部福祉保健所による市町村や地域団体と連携した地域ぐるみの健康づくり
- 2) 富山県 富山市福祉保健部保健所による協働で進める地域の健康づくり

3) ピンクリボン運動の展開

4) 千代田区 生活環境条例

＜事例＞ 沖縄県中部福祉保健所による市町村や地域団体と連携した地域ぐるみの健康づくり

健康日本21の地方計画「健康おきなわ2010」の策定を受けて中部保健所では、圏域の市町村と時間をかけて共同で市町村健康増進計画を策定した。この過程で、保健所は市町村担当者等の声を聞き、計画策定後のイメージを共有していく方針を貫いてきたため、各市町村ではオリジナリティあふれる積極的な活動の実践につながり、また地域全体が一つになるイベントとして、今年で5回目を迎える「中部地区健康おきなわ2010推進大会」が企画・実施されている。

このように、保健所が連携の要となって市町村の取り組みを支援するだけでなく共同で活動することにより、中部の健康づくりに取り組む仲間という連帯感が醸成され、ひいては健康づくり全般にも波及効果をもたらしている。

1) 受動喫煙防止推進事業：食品衛生協会や管内市町村との共同で、普及啓発のみならず受動喫煙防止に取り組んでいる施設の認定を行っている。

2) 高校生食のコンテスト：食品衛生協会、食生活改善推進員、PTA 等からなる実行委員会を組織し、高校生自身の食生活と沖縄県の食に関する課題とを結びつけ、食について考えるきっかけとなるだけでなく、正しい食生活の実践につなげることを目指している。

3) 仲間 de 健康づくり：決められた期間、自分で決めた目標が達成できるようメールなどで仲間で励ましあいながら、楽しく健康づくり活動が継続実践できるようにしている。

＜事例＞ 富山県 富山市福祉保健部保健所による協働で進める地域の健康づくり

富山市健康プラン21を推進するため、小学校区77地区ごとに地区の健康づくり関連団体で構成する「地区健康づくり推進会議」を開催し、地区的健康指標や保健事業の実績、健康づくりに関する情報提供を行いつつ、地域特性を生かした健康づくりの展開について、参加者みんなで協議し実践につなげている。また、市内7か所の保健福祉センターにおいて交流会を開催し、互いに意見交換・情報交換の場を設けることで、地域間での波及効果を促している。

1) 壇ノ山えだまめ大作戦：内臓脂肪燃焼教室参加者の声を地区健康づくり推進会議に反映し、地区的農産物である枝豆を活かして子供から大人まで食育に関心を持ってもらう取り組み。枝豆の種植えから収穫、さらに栄養の講習会まで、地産の農作物を活用した、参加・実践型の取り組みである。

2) 受動喫煙から子供を守る運動：地区健康づくり推進会議

で、地域内の禁煙に関する取組の情報交換をしたところ、参加者同士が刺激をうけ各自の団体でできることを協議し、子どもを受動喫煙から守るため、自治振興会名でチラシを作成・配布、小学校は学校だよりを通じて保護者へ配布、など、参加・実践型の取り組みとなっている。

3) 歩くきっかけづくりを地域の手で：ふるさとづくり推進協議会が主体となり、校区誕生30周年記念歩こう会を企画・開催した。ここからふるさと再発見の機会として、史跡めぐりや景観を取り入れたマップを作成し、個人や各種団体が気軽に地域を歩ける環境づくりを目指している。

＜参考・関連する事例＞

ピンクリボン運動の展開

今や10月になると、街角はピンクリボンのマークや、淡いピンク色にあふれるようになってきています。しかし、日本ではこれもわずか数年の間で広がったもので、2000年前後にはまだまだ一般的には知られていませんでした。

海外特に米国ではすでに一般的になっているピンクリボン運動は、2003年までは、特に外資系の企業が普及啓発で行うイベントなどに限られたものでした。2003年、いくつかのイベントなどで顔をよく合わせるようになった関係者が、既存の枠を超えて大きな流れをつくっていかないといけない、という共通認識に立ち、企業でも同業の複数社が参加できるような中立な事務局をもった「ピンクリボンフェスティバル」が始まりました。

また、東京ではちょうど丸の内や六本木といった中心的な市街地の再開発の真っただ中で、新しい街、のイメージが立ち上がるところでした。同時に、高速化するインターネット

は人々の暮らしに定着したところでした。こうした状況もあり、「ピンクリボンフェスティバル」では、あたらしい街をピンクリボンのマークなどでピンク色に染め、またインターネットでは検索サイトと連動したピンクリボンのキャンペーンなども実施され、一気にそれまでのイメージを塗り替え、人々の中に浸透していったのです。

日本でも乳がんの早期発見の重要性についてメッセージを送り続け、ピンクリボン運動も定着してきたところです。しかしこの活動はこれにとどまらず、さらにはピンクリボン運動にかかわる企業の有志によって、自社における乳がん検診を向上させようという「乳がん検診推進企業ネットワーク」という新たな取り組みも生まれています。

共通の問題意識を確認し、枠を超えて連帯し、街やネットといった新たな生活環境の隆盛にシンクロして広がりを見せ続けるピンクリボン運動。さらに女性の笑顔を守る活動、乳がんによる死亡率減少、を目指すという原点に立ち返り、足元の自社での乳がん検診向上へとさらに課題を設定して歩み続けているのです。

＜参考・関連する事例＞

千代田区 生活環境条例

東京駅につき、一歩まちへ踏み出して一服しようと思ったらなかなか吸えなかった。そんな声も聞こえてきそうな路上喫煙・ポイ捨て禁止の条例。平成 14 年の施行時には 2000 円の違反金徴収でありにも有名になったこの条例は、実は、住民の住民による住民のためのまちづくり、の成果でもあります。

住民基本台帳人口約 4 万人に対し昼間人口は約 100 万人という千代田区では、日中の来訪者によるポイ捨てで悩む住民の声を繰り返し聞いていました。業者委託による清掃事業、マナーアップのキャンペーンなど、行政施策として実施できることをすべてやっても改善は見られませんでした。続く住民の要望をうけ、首長は条例、しかも罰則付きの規制の検討を指示しました。

生活環境課のチームは警察当局含め関係者と協議を繰り返し、ぶつかる壁を乗り越える努力を惜しみませんでした。

地方自治法の改正により比較的軽微な行政処分に対し「過料」を課すことができるようになったことを踏まえ、路上喫煙・ポイ捨てへの適用を図り、規制の実効性を確保する基盤を持ったのです。

さらに実効性の確保には、行政が見回り摘発する、のではなく、区内で指定地域の認定を受ける前提として、住民による見回りや清掃など、地区計画の策定を上げ、まずは住民が自ら自分たちの街を守ること、が前提条件となっています。さらに、3役クラスのリーダー自ら駅前でティッシュ配りなど普及啓発に取り組むことで、役所内部でも全体として取り組む気運が醸成され、住民による見まわりだけでなく係長級以上約350名による交代制の見回りが通常業務として行われるようになっています。

歩きたばこやポイ捨ては罰金、という側面でクローズアップされた条例ですが、実は何よりも鮮やかな、住民参加による自治の事例だったといえるでしょう。

地域での受動喫煙防止についての情報収集・整理

(店舗等での受動喫煙防止措置事例の収集や諸課題の整理等)

岩崎 拓哉 (株式会社 I T スタイル 代表取締役社長)

抄録

本課題は地域で取り組まれている受動喫煙防止について情報収集・整理し、飲食店などの店舗でどのような受動喫煙防止措置が取り組まれているか把握した上で、今後の課題などを整理する目的で作られた。

2003年5月に健康増進法が施行され、第25条には飲食店を含む屋内施設での受動喫煙防止努力義務が明確に明記されているが、売上や経営面での問題から法律が守られているとは言えず、禁煙席と喫煙席を分けただけの不完全分煙の問題も残されている。

海外では先進国を中心にレストランやバーを全面禁煙とする罰則付きの法規制が確実に広がりを見ている一方、日本においては罰則の無い健康増進法しか設けられておらず、神奈川県では松沢知事による「公共的施設における禁煙条例」の施行に向けて動き出しているが、商業施設関係者やタバコ業界を中心に条例を反対する動きも見られる。

受動喫煙防止に最も効果のある取り組みは完全禁煙であり、従業員の健康を考えると完全分煙では確実とは言えない。海外のレストランやバーでの喫煙規制は従業員の受動喫煙防止が根拠となっている場合が多く、例えばフランスの場合は隔離された喫煙室の設置は認められていても、喫煙席を設けて飲食などのサービスを提供することは認められていない。

飲食店などの商業施設の受動喫煙防止を進めるには経営的不安を取り除くことは勿論、受動喫煙の害についての理解も必要で、地域の行政・保健所等が主体となって禁煙・分煙の認証制度を設けることや、セミナー・講演等を通じて一般市民を含めた啓発を進めて行く必要がある。

キーワード：受動喫煙、禁煙、分煙、健康増進法、飲食店

目次：

1. 健康増進法施行後の受動喫煙防止に向けた禁煙、分煙化の動き
2. 海外の喫煙規制と受動喫煙防止による社会的影響
3. 行政、保健所などの認証制度と課題
4. 民間企業や市民団体による禁煙飲食店の紹介、出版物の事例等
5. 禁煙飲食店アンケートによる受動喫煙防止状況の把握

1. 健康増進法施行後の受動喫煙防止に向けた禁煙、分煙化の動き

2003年5月に健康増進法が施行され、国内法としては初めて「受動喫煙の防止義務」が明記された。同法の第25条の条文は以下の通りとなっており、飲食店や百貨店などの商業施設も明確に対象となっている。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO103.html>

第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

健康増進法の施行後、厚生労働省から各都道府県、市町村に「受動喫煙防止対策について」の通達が出され、市役所などの公共施設を中心に受動喫煙防止への取り組みが急速に進んだ。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>

全国の百貨店内のレストラン、駅のホームや電車等の民間が管理する施設も健康増進法を根拠とした禁煙化が進み、特に首都圏の私鉄9社は健康増進法施行と同時にホームを全面禁煙とするなど、罰則の無い努力義務であっても予想以上の効果が得られた。

しかし、民間企業の禁煙化は地域によって大きな差が出ており、例えば首都圏とは対照に関西圏の私鉄は未だホームに喫煙所を設けており、首都圏のホーム全面禁煙化から5年以上も経っていながらも未だ禁煙化に向けた動きが全く見られない。

2007年から大分・名古屋を筆頭に都道府県・都市単位での全面禁煙化が急速に進んだものの、私鉄と同様、タクシーの禁煙化も関西では進まない等、課題も残る。

飲食店や宿泊施設、商業施設等は個々の管理者の判断に任されており、飲食店の場合は客単価の比較的低い大手チェーン店を筆頭に全面禁煙化が進むものの、中小規模のチェーン店や個人経営店等の禁煙化は非常に遅れている。健康増進法に罰則が無く、あくまで努力義務のために、経営面などの事情で禁煙化できない飲食店も多いと考えられる。

2. 海外の喫煙規制と受動喫煙防止による社会的影響

海外では欧米先進国を筆頭に受動喫煙防止策が進められ、法律や州の条例によって屋内空間の禁煙措置が明確にされている地域が目立つ。事務所や飲食店で働く労働者を受動喫煙から守るために分煙ではなく、禁煙を義務付けている地域が多い。

(参考) 世界の禁煙法

http://bun-en.web.infoseek.co.jp/sf_leg/

レストランやバー等で喫煙規制のされている国々、地域

イタリア、イギリス、フランス、ノルウェー、アイルランド、スエーデン、トルコ（2009年7月から）、ウルグアイ、ハワイ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカ、香港、台湾、シンガポール、タイ、フィリピン等・・・

2004年にレストランやバーが全面禁煙となったアイルランドでは、従業員の健康状況の改善が明らかになったとされ、従業員の一酸化炭素と唾液中のコチニンが減少したとされる。日本の飲食店は不完全分煙、もしくは工事などで完全分煙に取り組む店舗が増えているが、利用者だけでなく従業員の健康を守るために完全禁煙が最も有効だと言える。

(参考) 禁煙広報センター

http://www.kin-en.info/release_070514.html

3. 行政、保健所などの認証制度と課題

健康増進法施行後、都道府県の健康福祉部・保健所が主体となって禁煙や分煙に積極的に取り組む飲食店や商業施設を対象に認証制度をスタートした。健康増進法を根拠とした自治体の取り組みにより全国的に禁煙・分煙に取り組む飲食店が増えたものの、取り組みそのものがされていない自治体もあれば、基準が不明確な点など、様々な課題も残っている。

今回、全国の自治体でどのような取り組みが行われているか調べるために、インターネットで全都道府県の取り組みを調査した。調査結果の詳細は別表に詳しく記載しているが、現在の状況と今後の課題をまとめてみた。

(飲食店を対象とした禁煙・分煙の認証事業一覧) ※インターネット検索のみによる調査

- ・認証事業実施自治体：43都道府県、全77自治体（東京都等は区単位で事業を実施）
- ・認証事業未実施自治体：4県（石川県、静岡県、高知県、鹿児島県）

(調査で気づいた点)

- ・飲食店の禁煙、分煙以外にカロリー表示など、健康面全体での認証を行う自治体もある
- ・認証した飲食店一覧を紹介していない自治体も目立つ（新宿区、小平市、富山市等）
- ・多くの自治体は完全分煙も認めているが、一部の自治体では完全禁煙に限定するケースも（大阪府等）
- ・一部の自治体は写真付きで認証店を紹介し、利用者側のニーズも考えている（板橋区、和歌山県等）
- ・食品衛生協会や大学など、民間とのタイアップで取り組む自治体も（島根県、横浜市都筑区等）

(今後の課題、問題点など)

1. 自治体によって認証基準が統一されていない

(一部の自治体では不完全と思われる分煙も認証を受けられるなど、明確な基準が各自治体任せ)

2. 飲食店のリストを公開していない地域も目立つ

(禁煙・分煙飲食店を利用したいと考えている利用者が、ホームページ上から探せない)

3. 禁煙、分煙の情報が充実していても飲食店自体の情報が充実していない

(多くの自治体は店舗名・住所・電話しか記載されておらず、メニューやアクセス方法がわからない)

4. 基準を満たしている飲食店だけに価値のある制度で、禁煙化を望む店舗へのサポート体制が無い

(これから禁煙化に踏み切りたい飲食店があっても、経営面で禁煙化を相談できる制度が無い)

5. 禁煙、分煙が必須でない制度を取り入れる自治体も目立つ

(禁煙、分煙に限定した認証制度を取り入れない自治体は、禁煙、分煙でない店舗も認証を受けられる)

4. 民間企業や市民団体による禁煙飲食店の紹介、出版物の事例等

健康増進法施行前から全国の市民団体を中心にインターネットで禁煙飲食店の情報公開を行い、一部地域の市民団体は冊子として情報を販売するなどの取り組みが見られた。健康増進法施行後は一部出版社でも禁煙飲食店ガイドが出版されるなど、一時は社会的需要を感じさせられたが、一過性が高く、現時点では出版等を巡って何ら動きが見られない。

<市民団体が制作した禁煙飲食店の紹介事例（冊子）>

■空気の美味しいレストランリスト

<http://www3.ocn.ne.jp/~muen/tobaccoless/restaurant/restaurant.html>

- ・近畿版（2001年9月改訂、560円）
- ・京都版（1999年4月発行、320円）
- ・北海道版（2003年5月発行、450円）
- ・関東版（2000年5月増補、800円）
- ・愛知版（1998年11月発行、700円）
- ・山口、九州版（1998年5月、360円）

■空気もおいしい飲食店ガイド（愛知県内の完全禁煙・完全分煙の飲食店ガイドブック）

<http://www5a.biglobe.ne.jp/~smokfree/aichi/index.html#/restaurant>

- ・2006年6月発行、380円
- ・約1,350店舗の情報を掲載
- ・ガイドブックの発行が読売新聞でも取り上げられる

<出版社を通じた禁煙飲食店の紹介事例（主に自費出版）>

■空気のおいしい禁煙レストラン&カフェガイド（ほんの木、2003年10月出版）

<http://honnoki.shop-pro.jp/?pid=2428768>

- ・東京、横浜、鎌倉などの完全禁煙、分煙の232店舗を掲載。
- ・お店の雰囲気がわかるイラストやメニュー、地図などの情報も充実。

■ごくうま—湘南の禁煙レストラン（湘南未来社、05年版）

<http://www.shonanmonogatari.com/monthly/PR/prece.html>

- ・湘南エリアの完全禁煙、時間帯禁煙の飲食店を写真付きで紹介（約50店舗）
- ・豊富なイラストを使い、医学的な観点で受動喫煙の害も解説

■2004 東京都心 レストラン・カフェ禁煙席ガイド（中央公論事業出版）

<http://www.kinenseki.net>

- ・都心のレストラン、カフェを1500店紹介
- ・受動喫煙情報、海外の禁煙事情に多くのページを割いている

■東京 横浜禁煙レストラン&カフェ（メイツ出版、2004年1月15日出版）

http://www.mates-publishing.co.jp/book/img4/kinen_cafe_b.gif

- ・約85店舗の完全禁煙店を写真と豊富なレポートで紹介
- ・掲載店が禁煙に踏み切ったきっかけをインタビュー形式で公開

（出版・冊子の問題点、課題）

健康増進法前後に出版社や禁煙団体が主体となって冊子や書籍が出版されているが、2007年以降は出版などの話題も無く、飲食店の禁煙化の話題もニュースでまれに取り上げられるぐらいである。

出版物や冊子はインターネットを利用しない層にも広がる可能性があり、携帯性も良いことから出先でも活用できるメリットがある。ただし、出版物の情報は「出版時点で禁煙撤回がされている」可能性が高く、常に改訂を続けていかないと情報の信頼性を維持できない。飲食店は1年間に2割以上が廃業すると言われており、せめて年に1度は改訂版を出さないと最新の禁煙情報が維持できない。

また、禁煙団体などが制作した冊子は「空気もおいしい」を売りにしているが、「空気」の詳しい情報が掲載されても「おいしい」の情報が不十分だと考えられる。本来は「おいしい料理をきれいな空気で味わいたい」が大多数の考え方であり、「おいしい」の情報が充実しないことには一般層を引き寄せる動機として弱いかもしれない。そのため、「空気」に強い関心を持つ人達の間にしか広まらないと考えられる。

一方、出版物は「おいしい」の情報も充実しているが、2006年以降は出版の動きが止まっており、飲食店の禁煙化が進むことによって、「事前に禁煙を確認する」機会が少なくなっていると考えられる。

（インターネットでの情報発信について）

インターネットが普及してから保健所のホームページや市民団体、個人ブログの力によって最新の禁煙飲食店が探せるようになってきた。しかし、禁煙・分煙の基準が各主催者によって曖昧で、冊子の問題と同じく「空気」の情報しか掲載されていないサイトも目立つ。逆に一般的な民間企業が運営するグルメサイトなどは「空気」の情報は重視されておらず、「おいしい」ばかりに目が向けられている。今後、禁煙飲食店の情報発信をするにあたり、「空気」と「おいしい」の双方が充実したサイトが必要だと考えられる。飲食店の禁煙化を進めるにあたり、受動喫煙の害を利用者側にも認知させていく必要性がある。

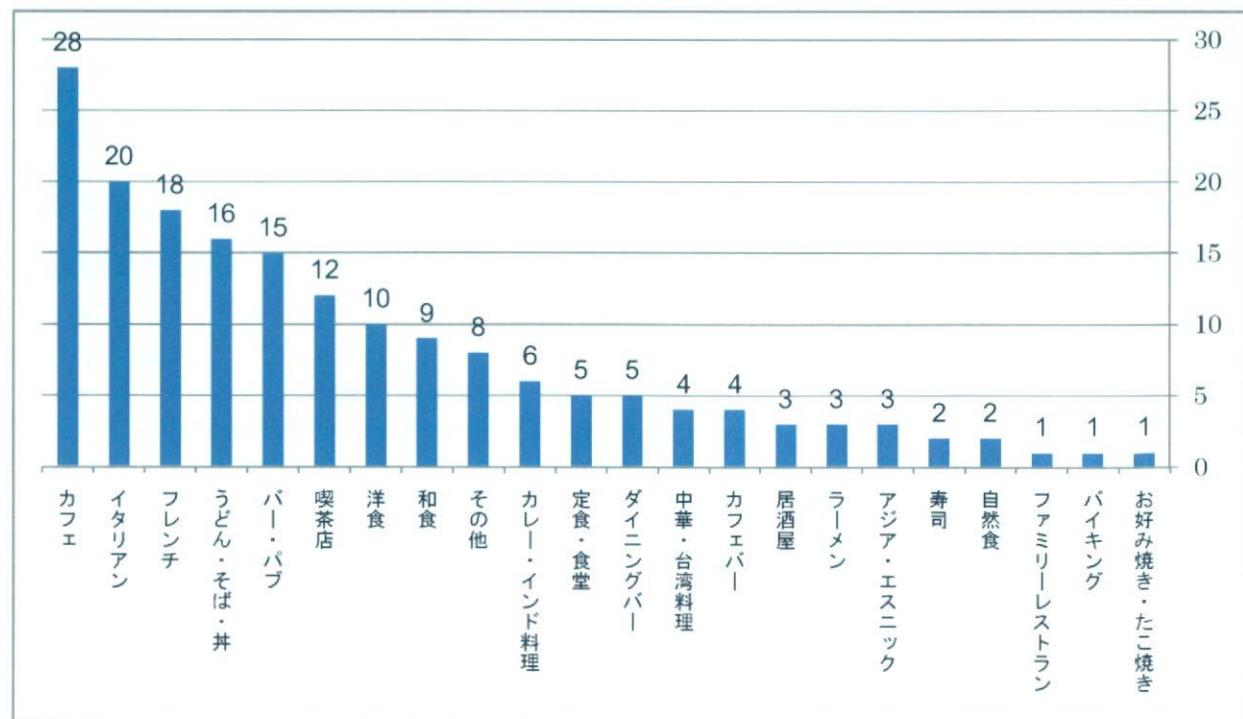
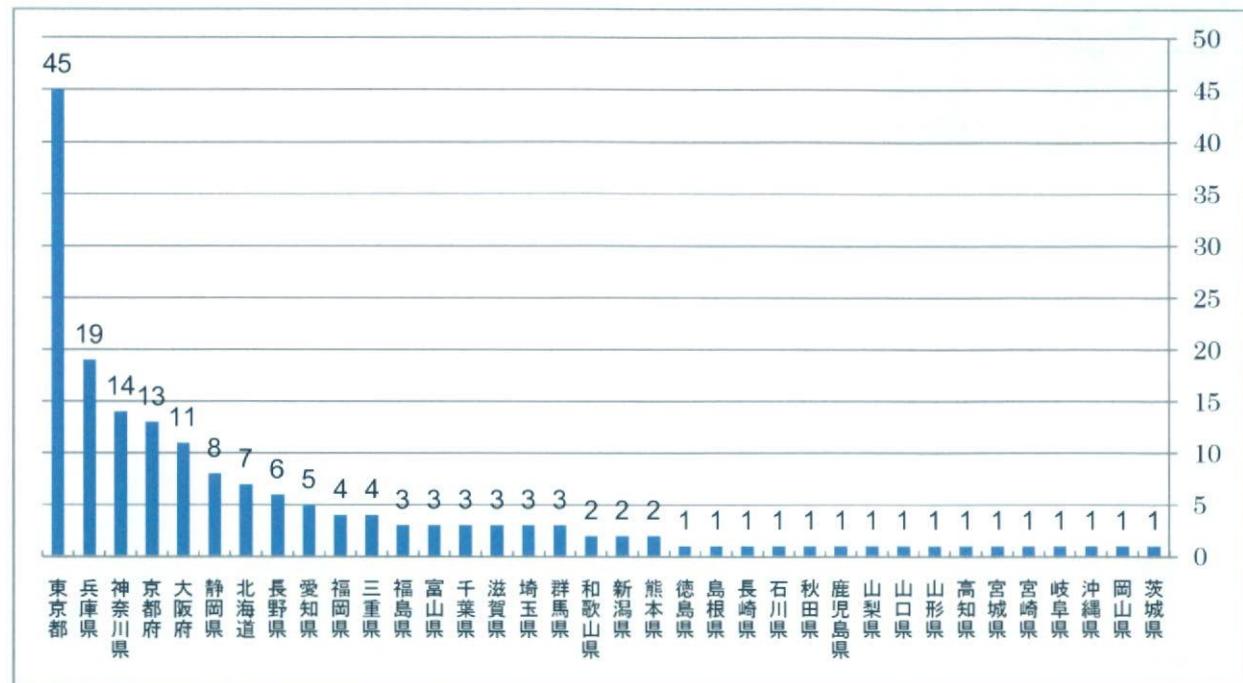
5. 禁煙飲食店アンケートによる受動喫煙防止状況の把握

健康増進法が施行されて5年近くが経過するが、現状でも売上面などの問題で禁煙に踏み切れない店舗も多く、飲食店は受動喫煙防止に向けた取り組みが特に遅れている。禁煙スタイルが2008年3月に開催した「禁煙飲食店アンケート2008（176店舗回答）」のデータを一部転載し、禁煙飲食店の受動喫煙防止状況をまとめた。（別表の「禁煙飲食店アンケート2008転載資料」参照）

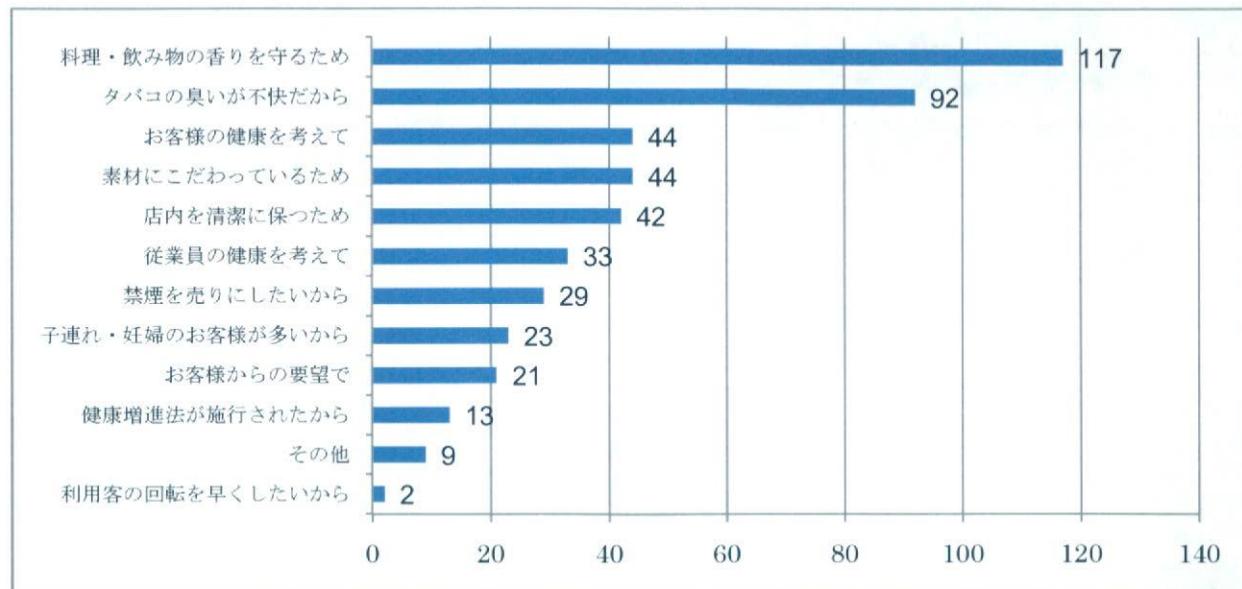
＜目次＞

1. 回答店舗の都道府県とジャンル
2. 禁煙営業を始めたきっかけ
3. 禁煙営業を始めたタイミング
4. 禁煙営業後の売上の増減
5. 健康増進法の影響
6. 完全分煙での営業について
7. 禁煙営業の反響
8. 受動喫煙を防止する法規制の必要性
9. たばこ規制枠組み条約の認知度

1. 回答店舗の都道府県とジャンル (合計176店舗)



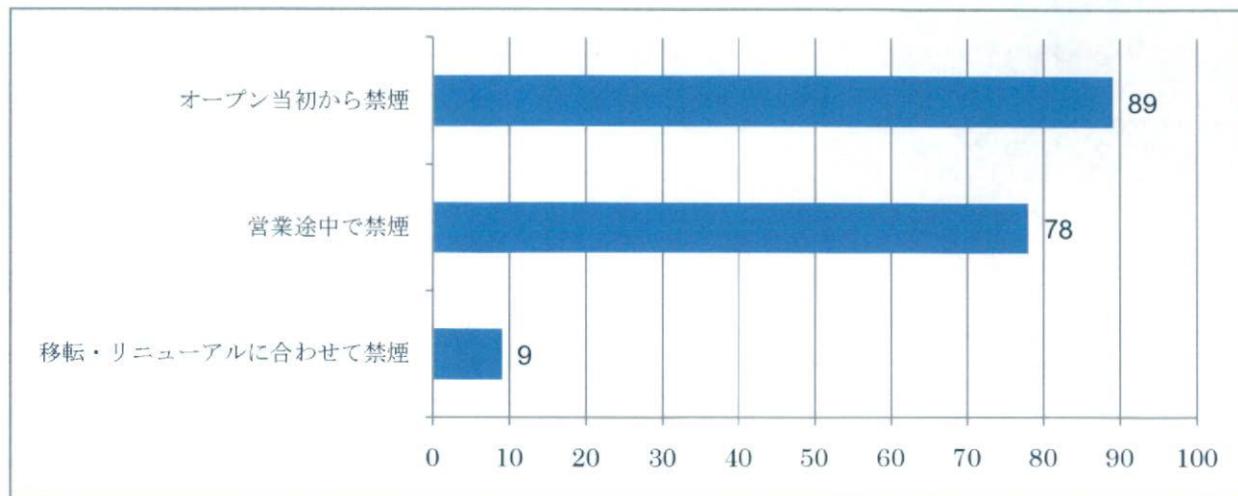
2. 禁煙営業を始めたきっかけ（3つまで選択可／計469回答）



<自由記述欄要約>

- ・オープン当初はタバコの煙は気にならなかったが3年を過ぎたころから偏頭痛や喉の痛み等があらわれ病院へ行っても原因が分からず困っていた。その頃、健康増進法を新聞記事で知り、禁煙を考え始めた。（大阪府／お好み焼き・たこ焼き）
- ・タバコの煙を不快に思う人は多く、タバコの煙によって店の雰囲気がよどんだものになる為、禁煙にした。（東京都／ダイニングバー）
- ・そばは香りが命。たばこの臭いでお食事の邪魔をしたくない。（長野県／うどん・そば・丼）
- ・化学調味料を使用していない事を表示しているのと、座敷席があるのでお子様連れ特に乳幼児を伴ったご家族客様が多くかった為。（富山県／ラーメン）
- ・禁煙者も喫煙者も双方にとって同じ心地よい環境で飲食を楽しんでいただきたいので。（東京都／カレー・インド料理）
- ・ワインを扱っているので、その繊細な香りをタバコによって台無しにしたくなかった。お客様からも禁煙要望があった。健康を害したくないし、店を清潔に保ちたかった。（神奈川県／バー・パブ）
- ・経営者である私たちは煙草を吸わない。また未成年のバイトなどを雇う可能性もあり、従業員の健康を第一に考えて。（神奈川県／その他）

3. 禁煙営業を始めたタイミング



4. 禁煙営業後の売上の増減

（「営業途中で禁煙」、または「移転・リニューアルに合わせて禁煙」と答えた 87 店舗のみ回答）

